

## 砂防・急傾斜管理技術者資格登録規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人砂防学会（以下「砂防学会」という。）が実施する砂防・急傾斜管理技術者試験（以下「試験」という。）に合格した者の登録に関して必要な事項を定める。

(称号の付与)

第2条 試験に合格し、登録簿に登録した者には、砂防・急傾斜管理技術者の称号を付与する。

(登録)

第3条 砂防学会会長（以下「会長」という。）は、試験に合格した者の申請により、登録簿に登録のうえ、登録証明書を交付するものとする。但し、申請が試験合格後5年以上経過している場合は、砂防学会が実施する講習を受講し修了証を受領した後に登録することとする。

2 登録料は、次の通りとする。

(1) 合格通知から3週間以内に申請のあった場合は、10,000円（税込み）とする。

(2) 上記の期間以外に申請のあった場合は、12,000円（税込み）とする。

3 登録を受けた者は、登録した事項に変更があったときは、遅滞なく変更事項を砂防学会へ報告しなければならない。

(登録の取消し等)

第4条 会長は、砂防・急傾斜管理技術者が、次のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。

(1) 本人から登録抹消の申請があった場合

(2) 本人が死亡した場合

(3) 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けた場合

(4) 砂防・急傾斜管理技術者試験実施規程第7条に該当するに至った場合

2 会長は、砂防・急傾斜管理技術者が第6条から第9条までの規定に違反した場合には、その登録を取り消し、又は二年以内の期間を定めて砂防・急傾斜管理技術者の称号の使用の停止を命ずることができる。

3 会長は、前項の砂防・急傾斜管理技術者の登録の取り消し又は称号の使用の停止の命令をする場合においては、聴聞又は弁明の機会の付与を行った後、試験委員のうちあらかじめ会長が指名した5名以上からなる審査委員会の意見を聴いて決

定するものとする。

(再登録)

第5条 前条第2項の規定により、第9条1項の規定に違反し登録を取り消された者は、申請により再登録を受けることができる。この場合、再登録を受ける者は、砂防学会が実施する講習を受講しなければならない。

2 第3条の規定は、再登録について準用する。(信用失墜行為の禁止)

第6条 砂防・急傾斜管理技術者は、砂防・急傾斜管理技術者の信用を傷つけ、又は砂防・急傾斜管理技術者全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(秘密保持義務)

第7条 砂防・急傾斜管理技術者は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(公益確保の責務)

第8条 砂防・急傾斜管理技術者は、その業務を行うに当たっては、公共の安全、環境の保全その他の公益を害することのないよう努めなければならない。

(資質向上の責務)

第9条 砂防・急傾斜管理技術者は、毎年砂防学会が実施する講習(砂防・急傾斜管理技術者技術講習)を5年に一度受講することにより有する知識及び技術の水準の維持を図るものとする。

2 砂防・急傾斜管理技術者は、その職務の重要性を理解し、常に有する知識及び技術の水準の向上に努めるものとする。

(登録事務の細目)

第10条 この規程に定めるもののほか、登録事務の実施に必要な細目は、会長が別に定める。

附則

1 この規程は、平成27年5月9日から施行する。

附則

1 この規程は、平成28年2月29日から施行する。